取引環境と長時間労働の改善に関する施策の共有

東北運輸局福島運輸支局



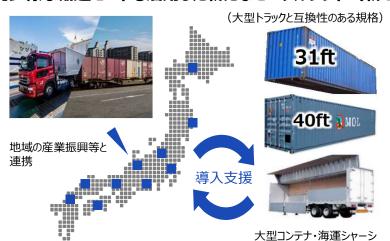
物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進

令和6年度1次補正予算 80.0億円

「2030年度に向けた政府の中長期計画」※に基づき、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容 を柱とする施策を一体的に講じ、地方創生を支えるインフラである物流を革新。 ※令和6年2月16日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定

物流の効率化

【多様な輸送モードも活用した新たなモーダルシフト(新モーダルシフト)の推進】



航空機の空きスペース等の有効活用



ダブル連結トラックの導入促進



【物流標準化・データ連携の推進】

「標準仕様パレット」の利用に よる荷役時間の短縮





荷主・物流事業者のデータ連携を通じた 共同輸配送や帰り荷確保等の推進

【物流GXの推進】

FCVトラック



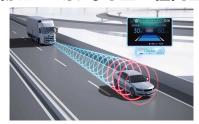


【物流拠点の機能強化】



非常用電源設備

【物流DX等による生産性向上・担い手の多様化の推進】





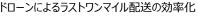


高速道路での自動運転トラック

無人フォークリフト

無人搬器送機







テールゲートリフター

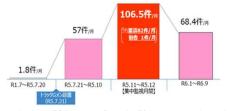
商慣行の見直し

【改正物流法の施行に向けた執行体制等の整備】





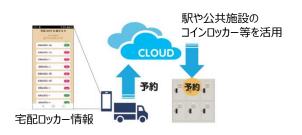
【トラック・物流Gメンの執行強化】



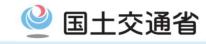
月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数

荷主・消費者の行動変容

【宅配ロッカー等の多様な受取方法等の普及促進】



トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果



【調杳概要】

○調査対象:一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者

○調査期間:前回(2020年度)調査:2021年1月下旬から同年3月3日

■荷待ち時間

■運転時間

■荷役時間

今回(2024年度)調査:2024年9月19日から同年11月30日

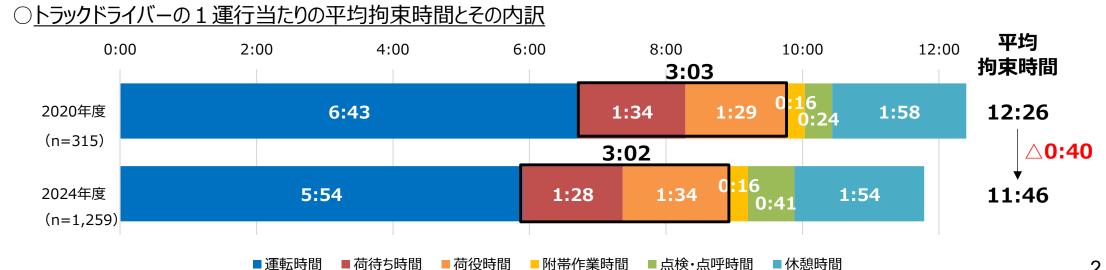
○調査内容:2024年4月から同年8月までの通常期における代表的な1日の運行について、主に以下の項目を調査

①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間

○回答状況:前回(2020年度)調査 1,315運行 今回(2024年度)調査 2,544運行

【調査結果概要】

- トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間は11時間46分であり、前回調査と比較して約40分減少しており、 その主な要因は**運転時間の減少(▲約50分)**。
- 荷待ち時間と荷役時間の合計については、前回と今回の調査結果を比較すると、ほぼ横ばいとなっており、「物流革新に 向けた政策パッケージ」※で定めた目標値には到達していない。※令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定



■附帯作業時間

物流改正法施行までのスケジュール

- > 2024年5月15日
- 2024年6月28日
- ▶ 2024年7月以降
- 2024年8月26日
- 2024年9月26日
- 2024年9月27日~10月26日
- > 2024年11月11日
- 2024年11月27日
- 2025年4月(想定)

> 2026年4月(想定)

物流改正法 公布

第1回合同会議(規制的措置の施行に向けた検討を開始)

事務局にて各種業界団体と意見交換

第2回合同会議(取りまとめ素案の提示や業界ヒアリング等)

第3回合同会議(取りまとめ案の審議(書面開催))

パブリックコメント (意見提出件数 875件)

第4回合同会議 (パブリックコメントを踏まえた取りまとめ案の審議)

合同会議取りまとめを策定・公表

法律の施行①

- 基本方針
- 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
- 判断基準に関する調査・公表

<u>法律の施行②</u>

- 特定事業者の指定
- 中長期計画の提出・定期報告
- 物流統括管理者 (CLO) の選任

等

国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議について



○物流の生産性向上や適正運賃の収受を図るための改正物効法・トラック法が成立したことを受けて、 改正法に基づく具体的な取組を進めるため、国土交通省、経済産業省・農林水産省3省の関係 審議会の合同会議を設置する。

■合同会議

- 交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会
- 産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会
- 食料·農業·農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会の関係審議会

■検討事項

- 改正法に基づく基本方針
- 荷主・物流事業者等の判断基準
- 特定事業者(荷主・物流事業者等)の指定基準
- 特定事業者の中長期計画・定期報告の記載事項
- 規制的措置の実効性確保のための調査・公表、評価 制度
- その他

■構成員(◎:座長予定)

く交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会 委員>

敬愛大学 経済学部 教授 ◎根本 敏則

二村直理子 東京女子大学 現代教養学部 教授 京都大学 経営管理大学院 特任教授

全日本交通運輸産業労働組合協議会 議長 住野 敏彦

大串 葉子

同志社大学 大学院 教授 流通経済大学 流通情報学部 教授

駒澤大学 法科大学院 教授

〈産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会 委員〉 明治大学 グローバル・ビジネス研究科 専任教授

小野塚征志 株式会社ローランド・ベルガー パートナー ボストンコンサルティンググループ合同会社 マネジングディレクター・パートナー

立教大学 経済学部 教授

立教大学 経営学部 教授

<食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 委員>

矢野 裕児 流通経済大学 流通情報学部 教授

加藤 弘貴 公益財団法人流通経済研究所 専務理事

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 理事 北條 英

河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事 関西大学 商学部商学研究科 教授

〈事務局〉

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課

貨物流通事業課

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

農林水產省 大臣官房新事業,食品產業部 食品流通課物流生產性向上推進室

<オブザーバー>

荷主・連鎖化事業者を所管する関係省庁の関係部局

新物効法の施行に向けた合同会議取りまとめのポイント



本合同会議の開催趣旨

○新物効法の施行に向けて、国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※を開催し、国が定める基本 方針、判断基準、特定事業者の指定基準等の具体的な内容を審議の上、令和6年11月に**取りまとめ**。

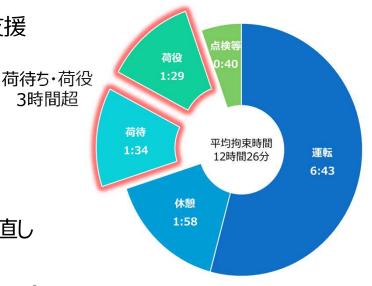
※交诵政策審議会 交诵体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流诵情報分科会 流诵小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント

- (1)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標
 - ・物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設 管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。
 - 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**(1人当たり年間125時間の短縮)
 - 5割の車両で、**積載効率50%を実現**(全体の車両で積載効率44%に増加)
- (2)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策
 - ・ 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援
- (3)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し、 荷主・物流事業者等が講ずべき措置
 - ・ 積載効率の向上等 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮
- (4)集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する 事業者の活動に関する国民の理解の増進
 - ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進・ 「送料無料」表示の見直し
 - ・ 返品の削減や欠品に対するペナルティの見直し
- (5) その他トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に必要な事項

• 物流に関わる多様な主体の役割 • トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提事項

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

〕**すべての荷主**(発荷主、着荷主)、**連鎖化事業者**(フランチャイズチェーンの本部)、**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、 航空運送、倉庫) に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について努力義務を課し、これらの取組の例を 示した判断基準・解説書を策定。

① 積載効率の向上等

- 共同輸配送や帰り荷の確保
- 適切なリードタイムの確保
- 発送量・納入量の適下化 等



荷待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入
- 混雑時間を回避した日時指定



③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- タグ等の導入による検品の効率化
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切 な配置





パレットの利用や検品の効率化

特定事業者の指定基準等のポイント

○全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるような基準値を設定。

特定荷主·特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上 (上位3,200社程度)

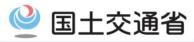
特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上 (上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上 (上位790社程度)

)**物流統括管理者(CLO)**は、**事業運営上の重要な決定に参画**する管理的地位にある**役員等から選任**。6



「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景·必要性

- 〇物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月 から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。 ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性(右図)。
- 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- ○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
- →以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

- 〇①荷主*1(発荷主·着荷主)、②物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、 物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。 *1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- ○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。
- ○上記①②のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、
- 中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- 〇特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選仟を義務付け。
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしに

パレットの利用による 荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

- ○運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した書面による交付等を義務 付け*2。
- ○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- ○下請事業者への**発注適正化**について努力義務*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。 *2.3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物白動車運送事業法】

- ○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、②国交大臣への事故報告を義務付け。
- ○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】物流の持続的成長

【KPI】施行後3年で(2019年度比)

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に 関するガイドライン」の遵守状況について(概要)



国土交通省

【調査概要】

○調査対象:発荷主、着荷主、物流事業者

○調査期間:前回(2023年度)調査:2024年2月20日から同年3月8日

今回(2024年度)調査:2024年9月19日から同年11月30日

○調査内容:「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」※の遵守状況

※2023年6月2日経済産業省・農林水産省・国土交通省

○回答状況:前回(2023年度)調査:発荷主1,356社、着荷主750社、物流事業者73社

今回(2024年度)調査:発荷主1,007社、着荷主609社、物流事業者6,885社

【調査結果概要】

荷主・物流事業者間の**契約に関する主な取組状況**について、前回調査と今回調査を比較した結果は以下のとおり。

①運送契約の書面化の取組状況

- ・発荷主の「すべて対応済み」と「部分的に対応済み」と回答した者の合計が72%から78%へと**6ポイント改善**しており、 対応が進んでいる傾向がみられる。
- ※改正物流法の施行により、2025年4月から、荷主・トラック事業者等に対し、運送契約を締結する際の書面交付を義 務付け。

②荷役作業等に係る対価の取組状況

・発荷主の「すべて対応済み」と「部分的に対応済み」と回答した者の合計が70%から78%へと8ポイント改善しており、 対応が進んでいる傾向がみられる。

③運賃と料金の別建て契約の取組状況

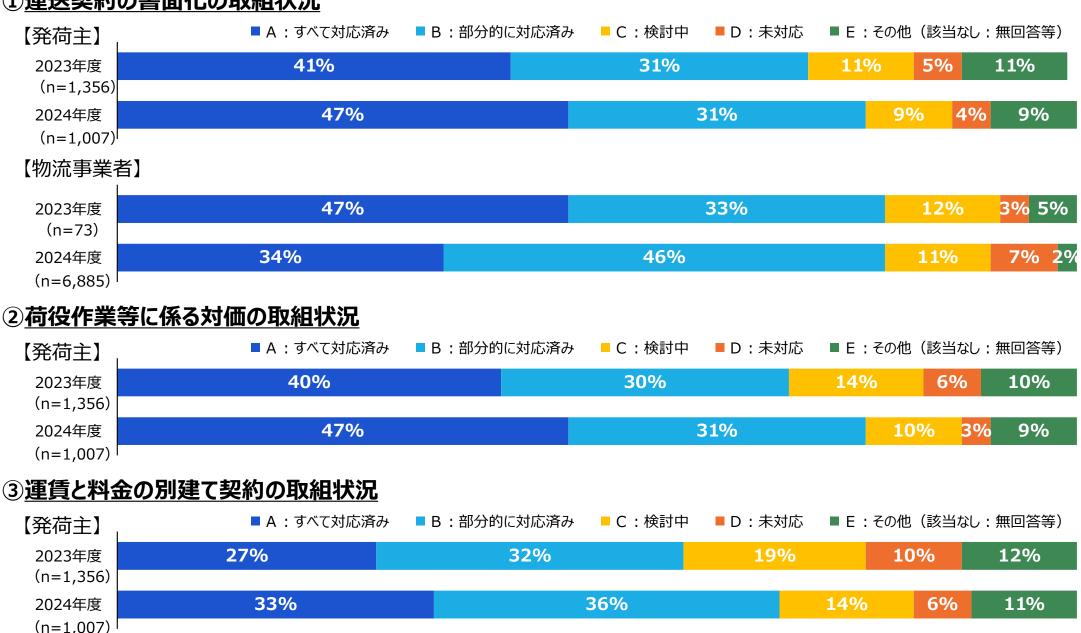
・発荷主の「すべて対応済み」と「部分的に対応済み」と回答した者の合計が59%から69%へと**10ポイント改善**しており、 対応が進んでいる傾向がみられる。

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」の遵守状況について(概要)

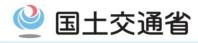


国土交通省

①運送契約の書面化の取組状況



トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました



荷主の皆様

トラック輸送の新たな「標準的運賃」が

告示されました

トラック運送業は、他産業と比較して、長時間労 働・低賃金の傾向にあり、運転従事者数が減少し ています。この問題に対処するため、令和6年度 より時間外労働の限度時間が設定されました。

ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさ ないために、物流産業を魅力ある職場とし、労 働環境の改善に向けた「標準的運賃」にご協力 をお願いします。



「標準貨物自動車運送約款」も同時に改正しています

運送契約の締結時に、附帯業務の有無、附帯業務料や燃料サーチャージなどを記載した書面の交付を必要 としております。こちらについてもご理解とご協力をお願いいたします。



運賃と料金を含む運送契約の条件に関して

トラック運送事業者に対して積極的に協議の場を設けるとともに、 トラック運送事業者からの申し出にご協力よろしくお願いいたします

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会は、発注者と受注者それぞれが採るべき行動/求められる 行動を12の行動指針として取りまとめました。当該指針では、「標準的遺蹟」などの公表資料に基づき、 受注者側が提示する価格について、発注者側が尊重することなどが盛り込まれています。









国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL: 03-5253-8111 (代表)

発行 · 2024年5月

トラック運送事業者の皆様



トラック輸送の「標準的運賃」が

告示されました

令和2年、トラック運送事業者が自社の 適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉 に臨むにあたっての参考指標として、 「標準的運賃」制度を創設しました。

令和6年、燃料高騰分や高速道路料金な ども含めて適正に転嫁できるよう、運賃 水準の引上げ、荷待ち・荷役などの輸送 以外のサービスの対価について標準的 水準、下請けに発注する際の手数料など の多様な運賃・料金を設定した新たな 「標準的運賃」を告示しました。



標準的運賃の活用により期待される効果

標準的運賃を参考として、自社 での原価計算結果により事業 継続に必要なコストに見合った 対価を収受することで、

- ▶ ドライバーの賃金水準が引きあがり、 労働環境の改善につながります
- ▶ 法令に則った事業の安定化を実現できます





物流の健全な維持・発展の為に、新たな「標準的運賃」を 荷主との積極的な交渉に活用してください









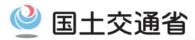






農林水産省 ②公正取引委員会

トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました



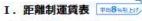
新たな「標準的運賃」を告示しました

トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握 し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標であ る「標準的運賃」制度が、より活用し易い形に 改正されます

国土交通省HPに「標準的運賃 Q&A集」を掲載しております。 新運賃適用の際にご参照ください。



標準的運賃の概要



+08	小型庫 (2:0ラス)	中間準 (40クラス)	大型車 (101クラス)	トレーラー (2009ラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240

Ⅲ. 個建運賃

共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を 設定



IV. 運賃割増率

▶ 速達割增等

リードタイムが短い適送の際の「速達割増」 (逆にリードタイムを長く設定した場合の 割引)や、有料道路を利用しないことによ るドライバーの運転の長時間化を考慮した 割増を設定

- ▶休日割増(日曜祝祭日) 2割
- ▶ 深夜・早朝割増(22時~5時) 2割

▶ 特殊車両割増

	冷蔵·冷凍車	小型車・中型車・大型車・トレーラーの2割	
	海上コンデナ輸送車	トレーラーの4割	
	セメントバルク車	大型車又はトレーラーの2割	
	ダンプ車	大型車の2割	
	コンクリートミキサー車	大型車の2割	
9	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割	
ンク重	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの4割	
-	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの5割以上	

V. 待機時間/VI. 積込料,取卸料、附帯業務料

運送以外の役務を行う場合は、 運賃とは別に料金として収受		4tクラス中型車の例	
	待機時間料	1,760円/30分 ※30分を超える場合	A 54 O 1998 C 100 C 100 A 100
	機込料·取卸料	2,180円/30分 (機械荷役の場合)	合計 2 時間を超えた場合は 割壊率 5 割を加算
		2,100円/30分(手荷役の場合)	
	附带業務料	運賃とは別に実費として収受	

VII. 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受(運賃から差し引くのではなく、運賃に上乗せして荷主から収受)

VⅢ. 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX. その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料 その他の費用が発生した場合には、連貫とは別に実費として収受

X. 燃料サーチャージ

120円を基準価格とし、軽油価格の変動に応じて設定できるよう、 算出方法や燃料価格上昇テーブル等を提示



トラック運送事業者の皆様へのお願い

- 労務費や燃料費等のコストを運賃・料金として適正に収受できるよう、標準的運賃の考え方も参考に、原価計算を行いましょう。
- 荷主等との運賃交渉の際に、標準的運賃を活用しましょう。標準 的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、合理的な 根拠があるものとして尊重すべきものとされています。。
- 荷主等が運賃交渉に応じてくれない、運賃・料金を不当に据え置 かれる等の場合には、トラックGメンによる是正指導の対象となる 場合があります。全国のトラックGメンに情報をお寄せください。
- 「点検整備の未実施」「最低資金法に基づき定められた最低限度額より低い資金の支払い」「社会保険への未加入」等は法令違反です。 法令違反が確認された場合には、行政処分を行います。





(X)

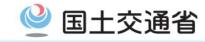
「標準的運賃」の活用を行い 適切な運賃の収受への ご協力をよろしくお願いいたします

荷主の皆様へのお願い

- トラック運送事業者が、運賃交渉の際に、標準的運賃等の公表 資料を用いて提示した価格については、合理的な根拠があるもの として専事してください。
- 荷主等が運賃交渉に応じない、運賃・料金を不当に据え置く、 荷待ち・荷役の対価を支払わない等の行為は、トラックGメンに よる是正指導の対象となる場合があります。
- 荷主の皆様におかれては、トラック運送事業者の適正運賃収受に 向けてご理解・ご協力をお願いいたします。

参照: 労務費の適切な転嫌のための価格交渉に関する条針(令和5年11月、内閣官院及び 公正版引起員会)

「トラック・物流Gメン」への改組と体制の拡充



- 令和 5 年 7 月に発足したトラック G メンは、これまでに荷主等に対して1,000 件超の是正指導を行うなど、 <u>着実</u> <u>に成果</u>を挙げてきている。
- 他方で、荷待ち時間の削減などにあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために**倉庫業者からの意見聴取や情報収集**も必要な状況。
- また、荷主による買いたたきや価格転嫁交渉に応じない事例など、**荷主と倉庫業者との間の取引適正化が課題**。
- このような状況を踏まえ、**トラックGメンの改組及び拡充**を行い、荷主等に向けた対策の実効性を更に高める。

概要

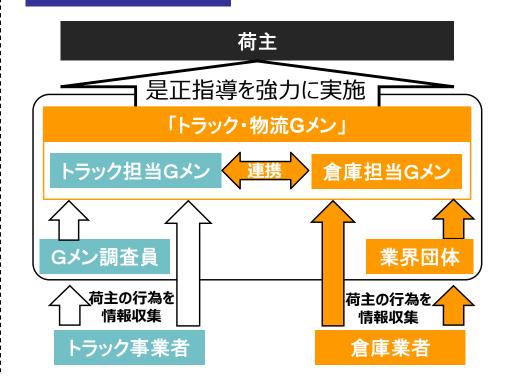
- <トラックGメンの改組>
 - ・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る 観点から、「トラック・物流Gメン」に改組し、**倉庫業者** からも情報収集
- <体制の拡充> 現行162名に、
 - ・国交省の物流担当職員 (本省・各地方運輸局等) から29名
 - ・各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査 員」166名

を追加し、総勢360名規模で対応

スケジュール

11月1日 新体制始動 11月~12月 集中監視月間

業務フローのイメージ



参考 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)(衆・国交委) 物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすること

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン



トラック事業者と荷主とが連携して、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業を平成28年度から2か年度にわたり実施し、その成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめるとともに、パイロット事業等で実施した取組みについては事例集として発信しています。









加工食品、飲料・酒物流編(R3.4.27)

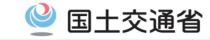
飲料・酒合同会議*において検討した結果を踏まえ、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン加工食品、飲料・酒物流編」をとりまとめ。

*飲料・酒合同会議:加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会飲料・酒物流分科会/トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会飲料・酒物流改善WG 合同会





「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会」の 最終 とりまとめを公表



パレット標準化に向けた取組について (パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ)

令和3年9月から官民の協議会(パレット標準化推進分科会)において、パレット標準化に向けた検討を開始。 令和6年6月に標準的な規格と運用を整理し、効率的な一貫パレチゼーションを目指す。

I. パレット標準化を巡る現状と課題

パレット化可能であるにもかかわらずバラ積み・バラ卸しが行われている ※輸送の際のパレット化率は約8割(パレット化可能な荷物のうち)

パレットの規格や運用が統一されておらず、物流拠点にて積み替えが発生 ※例えば、貨物の出荷時では約5割の積み替えが発生

荷主所有のパレットの回収は、一般的に少量多頻度であり負担が大きい ※レンタルパレット利用率は約3割



現状 I パレットを利用していない

バラ積み・バラ卸し

現状 II パレットを利用しているが、 規格や運用が標準化されていない



パレットからパレットへの積み替え



Ⅱ. 標準的な規格と運用(標準仕様パレット)

○主な規格

平面サイズ	1,100mm×1,100mm
高さ	144~150mm
最大積載質量	1t
タグ・バーコード (貨物/パレット追跡用)	タグ・バーコードの装着が可能な設計 (将来的にはタグ・バーコードの装着を目指す)
その他	二方差しまたは四方差し

○主な運用

調達形態、管理	効率的な一貫パレチゼーションを目指す観点から、 レンタル方式を推進。 ※将来的には、複数のレンタルパレット事業者の連携 (「共同プラットフォーム」) によるパレットの共同配送・ 管理システム運営等を目指す。
パレットの仕分け・回収、	売主と買主間の売買契約や、レンタルパレット事業者とのレンタル契約においてパレットの仕分け・回収作業の主体や費用負担を明記する。
費用分担	※将来的には、適切に価格転嫁される環境を構築し、賃借期間に応じて負担する方式を目指す。

※製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合や、既に業種分野内で複数企業が参画し相当数の物量で一貫パレチゼーションが実現できている場合等、標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合においては、設備改修等のタイミングも勘案しつつ、将来的な標準仕様パレットの採用を期待する。



パレット標準化に向けた取組について (パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ)

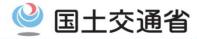
Ⅲ. パレット標準化実現に向けたロードマップ

- ・パレットの仕分け・回収作業の主体の明確化(2025年度)
- ・レンタルパレット事業者間の「共同プラットフォーム」の社会実装(2030年度) 等



IV. パレット標準化の実現に向けたKPI(2030年度)

KPI	現状		2030年度
パレット生産数量に占める11型パレットの割合	26%	倍增	50%以上
レンタルパレット保有数量に占める11型パレットの割合	76%	9pt增	85%以上
レンタルパレット保有数量	2,650万枚	倍増	5,000万枚以上
レンタル事業者間で共同回収を行う拠点数	42箇所	約10倍增	400箇所以上
荷役作業に係る時間	一人当たり年間375時	間16%減一人	、当たり年間315時間以下



大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止など柔軟な対応が必要です。 運送事業者が、輸送の安全を確保するための措置を講じずに輸送したことが確認された場合には行政処分となる 場合があるほか、異常気象時に荷主が無理な運行を強要した場合には、トラック・物流Gメンによる是正措置の 対象となる場合もあります。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安**	
	$2~0\sim 3~0\mathrm{mm/h}$	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる 必要	
降雨時	$3~0\sim 5~0\mathrm{mm/h}$	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが 効かなくなる (ハイドロプレーニング現象)	輸送を中止することも検討するべき	
	5 0 mm/h 以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない	
	$1~0\sim 1~5\mathrm{m/s}$	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では 横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる 必要	
暴風時	$1.5\sim2.0\mathrm{m/s}$	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる		
	$2~0\sim3~0~\mathrm{m/s}$	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき	
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない	
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき			
視界不良(濃霧・ 風雪等)時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき			
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき			

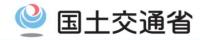
○全日本トラック協会HP

https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html









働きやすい職場認証制度(運転者職場環境良好度認証制度) [バス・タクシー・トラック]

R7.2.17時点でのトラック運送事業認定 営業所数 9,020営業所

働きやすい労働環境の実現や安定的な人材確保を図ることを目的とし、働きやすい職場認証制度の認証取得に係る助成事業を実施。

[1]法令遵守等、[2]労働時間・休日、[3]心身の健康、[4]安心・安定、[5]多様な人材の確保・育成、[6]自主性・先進性等の6分野について審査項目としている。

※ハローワークでの募集、運送事業者監査等でインセンティブあり





「ホワイト物流」推進運動 [トラック]

R7.1.16時点での賛同企業数 3.028社

トラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取組む運動。

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現

荷主企業、物流事業者、事業者団体が「自主行動宣言」必須項目への賛同表明、その他自社での取り組む項目を選定し自社の「自主行動宣言」を作成することで参加。





「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」[トラック]

※今年度は申し込み終了

新規投資の余力がなく、経営環境が厳しい状況にある中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化(荷役時間の短縮・荷役負担の軽減)等に資する機器等の導入等に係る費用の一部を補助する「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」を実施。 当該機器等の導入等を促進することにより、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進。

※上記認証制度や推進運動への賛同が要件となっているメニュー有り。

◆支援内容

導入費用等の1/2又は1/6を支援。

- 1. 車両の効率化設備の導入等事業
- [1]テールゲートリフター、[2]トラック搭載型クレーン、[3]トラック搭載用2段積みデッキ、[4]速度制限装置の機能改修
- 2. 業務効率化事業
- [5]予約受付システム、[6] A S Nシステム、[7]受注情報事前確認システム、[8]パレット等管理システム、[9]配車計画システム、[10]求貨求車システム、 [11]運行・労務管理システム、[12]契約書電子化システム、[13]車両動態管理システム
- 3. 経営力強化事業
 - [14]原価管理システム、[15]M&A・事業承継
- 4. 人材確保・育成事業
 - [16]人材採用活動、[17]人材育成活動、[18]大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格 (上記、認証制度若しくは自主行動宣言が資格要件)